

船舶事故等調査報告書

平成26年4月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第221号
事故等種類	のり養殖施設損傷
発生日時	平成25年10月18日 19時15分ごろ
発生場所	岡山県笠岡市高島南西方沖 笠岡市所在の百間礁灯標 <small>ひゃっけんそわい</small> から真方位207° 100m付近 (概位 北緯34° 25.2′ 東経133° 29.7′)
事故等調査の経過	平成25年12月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 第八宝徳丸 <small>はうとく</small> 、443トン 133001、有限会社宝徳海運
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海） 一等航海士、四級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	本船 なし のり養殖施設 係留索及びのり枠が破損
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、一等航海士が、レーダー画面を見ながら、見張りに当たり、高島南西方沖を約10.5ノットの対地速力で南東進した。</p> <p>一等航海士は、左舷船首方に百間礁灯標の緑光を認め、0.5海里（M）以上は離すつもりでいたが、右舷船首方の2隻の漁船の灯火、及び1.5M付近の白石瀬戸に向かう同航船に意識を向けて航行中、左舷方に黄色の点滅する灯火を認めたものの、右舷船首方の標識灯に気付かず、平成25年10月18日19時15分ごろ、百間礁灯標から真方位207° 100m付近において、のり養殖施設（以下「本件養殖施設」という。）に進入した。</p> <p>船尾甲板にいた船長は、機関の異音と共に本件養殖施設のロープがプロペラに絡み、浮きを引きずっていることを認め、船橋に上がり、機関を停止した。</p> <p>船長は、本船をスラスターで安全な場所に移動させて錨泊し、海上保安部等に連絡した。</p> <p>本船は、要請したサルベージ会社により、絡んだロープが取り除かれ、損傷がないことを確認して航行を続けた。</p>
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：波高 約1.5m、潮汐 上げ潮の末期
その他の事項	本件養殖施設は、南北に約200m、東西に約800mの範囲に設

	<p>定され、海域の4隅に水面からの高さ約1.5m、光達距離約4.5kmの黄色で点滅する灯浮標が設置されていた。</p> <p>一等航海士は、本事故後、レーダーの海面反射抑制ツマミを最大にしていたため、本件養殖施設が映らなかったものと思った。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、高島南西方沖を南東進中、一等航海士が、右舷船首方の漁船の灯火及び同航船に意識を向けていたことから、本件養殖施設の標識灯に気付かず、同施設に進入してプロペラにロープが絡み、同施設を損傷したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、夜間、本船が、高島南西方沖を南東進中、一等航海士が、右舷船首方の漁船の灯火及び同航船に意識を向けていたため、本件養殖施設の標識灯に気付かず、同施設に進入したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>一等航海士は、本事故後、レーダーを使用する前、レーダー画面を適切に調整することとした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・瀬戸内海沿岸には、多数の漁具が敷設されているので、海面漁具敷設図等を事前に調査して乗組員に周知徹底すること。</li> <li>・養殖施設が設置されている海域を航行する船舶は、養殖施設を十分に離して航行すること。</li> </ul>